



やおっち商い通信

令和4年8月号
八百津町商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

▣ 経済対策

岐阜県原油高・物価高騰における「地場産業支援金」

原油高や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受ける製造業のうち、地場産業（陶磁器、繊維、衣料、紙、金属、刃物、木工、プラスチック、食品、伝統工芸品、郷土工芸品）を営む岐阜県内事業者のみなさまの事業継続を支援する制度です。

1. 申請期間：2022年7月1日（金）～9月30日（金）まで
2. 給付額：一律 10万円 ※1事業者1回限りの給付
3. 給付対象：

- (1) 岐阜県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業、その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者。
- (2) 2022年4月から6月のいずれかの月において、前年同月と比較して原油高や電気・ガス料金を含む物価高騰による影響を受けている事業者であること。

4. 給付対象：申請様式の入手場所

※岐阜県公式HPからダウンロードしてください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/229774.html>

もしくは、商工会までお問い合わせください。

5. 申請書類の提出方法

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、下記へ郵送ください。

〒500-8856

岐阜市橋本町2丁目20 濃飛ビル11階

岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金 受付係

→ 提出に必要な書類等は、商工会へお問い合わせください。

事業継続力強化計画

(1)

《 特集：災害に備える 》

～自然災害や感染症に事前の備えを～

「事業継続力強化計画」策定のすすめ



近年、大規模な自然災害が全国各地に頻発し、加えて、新型コロナウイルス感染症など自然災害以外のリスクも顕在化しています。こうした自然災害や感染症の拡大が企業経営に与える影響が益々高まっており、事業継続のための対策を平時から進めておくことが不可欠となっております。

このような中、当商工会は自然災害や感染症等に備える中小・小規模事業者の取組みを支援する計画「事業継続力強化支援計画」を策定し、岐阜県より認定を受け、みなさまに対して支援を行っています。

自然災害等に対する危機管理や事業継続力強化への取組み、特に小規模事業者のみなさまにも取組みやすい「事業継続力強化計画」について、ご紹介いたします。

❖ 企業経営から見た災害リスク、感染症リスク

→ リスクを想定することから始めよう…

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震など、我が国にとって地震は避けられない自然災害と言えます。国は、国内のどの地域でどの程度の地震が発生するかを公表しており

「J-SHIS地震ハザードステーション」(<http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>)

で調べることができます。

毎年のように発生している大雨等による災害については、各自治体でハザードマップを公表するとともに、国は洪水、土砂災害、高潮、津波のリスク情報など地図に重ねて表示することができる

「重ねるハザードマップ」(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)

を公開しています。

災害対応を図る上では、まずは企業や従業員の自宅の所在地で、どのようなリスクがどの程度想定されるかを把握することが重要です。

また、感染症においてもリスクの把握が重要で、今後どのような状況が想定され、自社の事業活動にどのような影響を及ぼすか、あらためて確認することが必要です。

「八百津町ハザードマップ」(<https://www.town.yaotsu.lg.jp/1420.htm>)

❖ 感染症におけるリスク把握のための視点

① 感染防止策の徹底に係る視点

- * 感染リスクの再考（更なるリスクの洗い出し）
- * 従業員の健康管理の強化（現状の取組みの漏れの抽出）
- * 感染の危険性の評価（感染後のリスク想定）

② 社員及びその家族の感染者発生時の対応の視点

- * 発熱者の情報収集の仕組み
- * PCR検査等の進め方
- * 感染者とその濃厚接触者の特定
- * 感染者発生時の社内・社外の情報発信の進め方
- * 感染者及び濃厚接触者の処置
- * 感染者発生後の業務遂行方針及び業務体制の編成

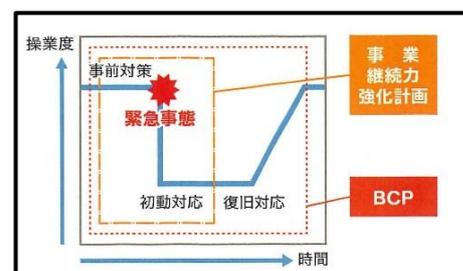
③ 関係先との情報交換・情報共有に係る視点

- * お客様・納入先との取引交渉・協議
- * 仕入先との取引交渉・協議
- * 協力企業との交渉・協議
- * 金融機関との協議
- * 支援機関との協議

④ 長期的な事業活動の制限に関する視点

- * 必要な運転資金の予測、早めの資金対策
- * 人のやり繰り（複数班の交代勤務、在宅勤務、多能工化等）

「BCP」と「事業継続力強化計画」との違い



| | BCP | 事業継続力強化計画 |
|-------|-----------------|-------------|
| 対象リスク | 事業継続を妨げるあらゆるリスク | 自然災害・感染症に特化 |
| 対象場面 | 復旧対応まで | 初動対応まで |

❖ 事前対策の重要性

災害対策を進めるのに有効なものがBCPです。日本語では「事業継続計画」と訳されています。大規模な災害などが発生したらさまざまな問題や課題が発生します。

BCPは、その時になって初めて「どうしよう」と考えるのではなく、平時において①事前対策、②初動対応、③復旧対応の3つのステージについて社内で体系的に検討を行い、それを計画書にまとめておき、実際の有事に事業継続を果たすための危機管理手法です。

中でも、重要なのは①事前対策です。これは大きな災害など緊急事態が発生した際に被害の程度を最小限に抑え、重要な業務が高いレベルで継続できるようヒト、モノカネ、情報、インフラ等その他の視点で対策を講じるものです。

しかし、中小・小規模事業者においては、これまでのようなBCPへの取組みが進んでいませんでした。

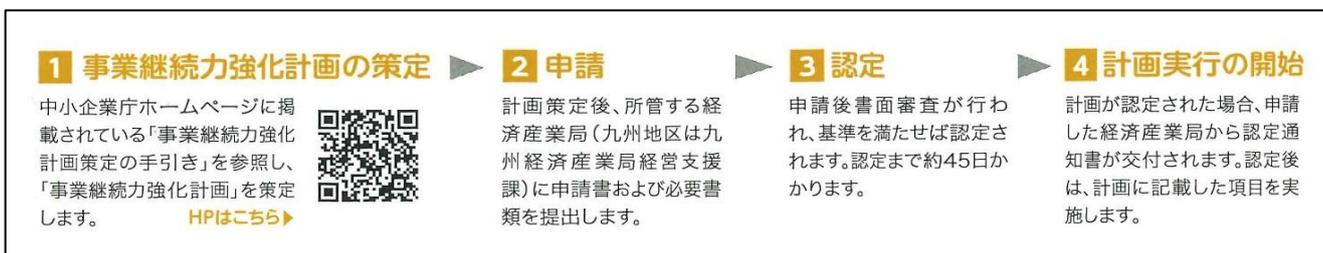
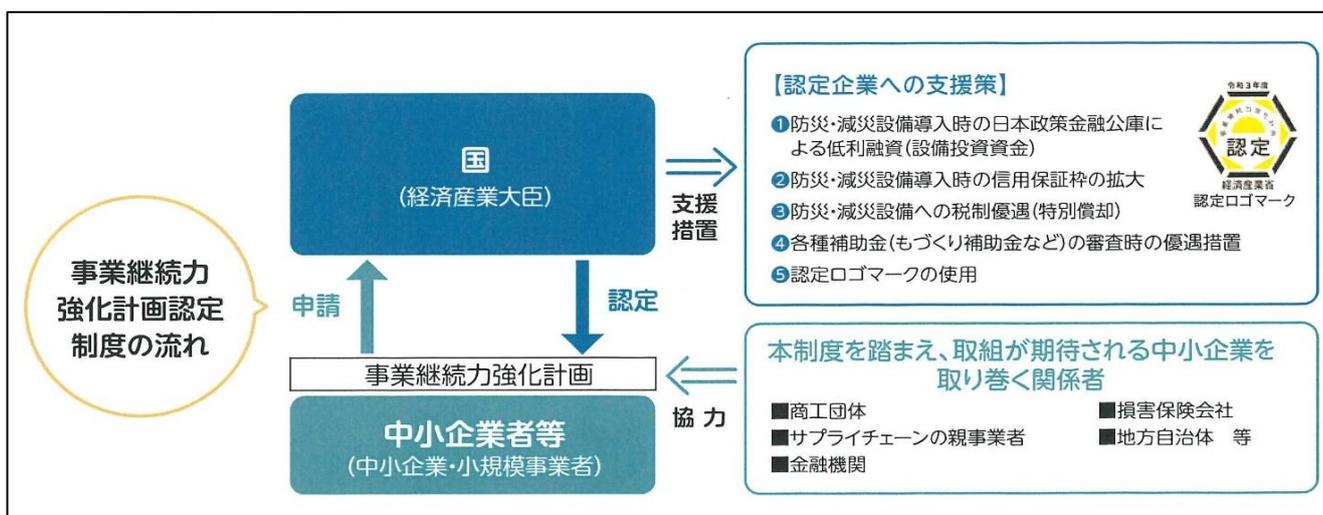
❖ 事業継続力強化計画の認定制度

自然災害等の影響は、個々の事業者の経営はもちろん、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、中小・小規模事業者の災害対応力を高めるため、令和元年7月に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）が施行されました。

これに伴い、中小・小規模事業者が防災・減災に向けて取組む計画＝事業継続力強化計画を作成し、国（経済産業省）がこれを認定する制度が始まりました。

なお、この認定を受けると次の支援策を受けることができます。



❖ BCPと事業継続力強化計画との主な違い（※P3図表参照）

BCPは、①事前対策、②初動対応、③復旧対応（元の状態に戻す）までの対応を検討しますが、事業継続力強化計画は、①事前対策、②事前対応までの範囲となります。

また、BCPは事業継続を阻害するすべてのリスクを対象としますが、事業継続力強化計画の方が取組みやすくなっています。

事業継続の取組みの目指すところは、事業活動を元に戻す（復旧対応に取組む）ことですから、できることならばBCPを作ることが望ましいですが、まずは取組みやすい事業継続力強化計画の策定を検討されることをお勧めします。

(4)

❖ 事業継続力強化計画の策定手順とポイント

事業継続力強化計画は、5つのステップで作成を進めますが、申請様式は4枚構成でコンパクトな計画書となります。

作成のステップは以下のとおりです。

■ 申請書作成の5ステップ



Step1 事業継続力強化の目的の検討

はじめに目的を明確にします。災害発生時における「従業員やその家族」「顧客や取引先」「地域の方々」等への影響を考え、自社はどう行動していくか、何を目的として事業継続力の強化を図るかを検討します。

Step2 災害時のリスクの確認・認識

次は、実際に事業所や工場などがある地域の災害等のリスクを確認・認識しましょう。まずハザードマップをもとに、具体的にどのようなリスクがあるかを確認します。そのうえで、事業活動に影響を与える自然災害や感染症を1つ以上想定し、その想定リスクが仮に発生した場合にどのような影響を及ぼすかを5つの項目（「ヒト」・「モノ」・「カネ」・「情報」・「その他」）について検討します。

Step3 初動対応の検討

次に、自然災害等が発生した直後の対応手順に関して、「人命の安全確保」、「非常時の緊急体制の構築」、「被害状況の把握・共有」等について検討します。

Step4 ヒト・モノ・カネ・情報への対応

次に、Step2で検討したリスクに対する事前対策をどのような内容で進めるかを検討します。具体的には、「ヒト（人員体制の整備等）」、「モノ（設備・機器及び装置の導入）」、「カネ（資金調達方法）」、「情報（重要情報の保護等）」の4つの視点で検討します。

Step5 平時の推進体制

最後に、事業継続力強化計画の実効性を確保するため、平時から行う取り組み（平時の取り組み推進の体制・教育や訓練・取り組み内容の見直し）を検討します。

❖ 商工会は、「事業継続力強化計画」策定のお手伝いをします！

商工会は、「事業継続力強化計画」策定について、専門家[※]を無料で事業者様に派遣し計画策定を支援します。

自然災害等は、人の力で防ぐことはできませんが、その危機に備えることはできます。万一被災しても、「事業継続力強化計画」により、いち早く事業を復旧させることが、この計画の策定意義です。

「事業継続力強化計画」策定をご検討ください！

■ 新型コロナウイルス感染防止

新型コロナウイルス感染症「第7波」感染急拡大の抑制に向けて
愛知・岐阜・三重 3県知事共同メッセージ

新型コロナウイルスの変異株は、現在主流となっているオミクロン株のBA.2系統から、感染力がより強いといわれるBA.5系統等への置き換わりが進み、「第7波」に突入したものと考えられ、東海3県においても、新規陽性者数は急激に増加しています。

ワクチン接種後の時間経過に伴う抗体量の低下に加え、特に、これから8月にかけては、3連休、夏休み、お盆など、普段会わない人とマスクを外して会う機会が増えること等から、一層の感染防止対策が必要となります。

今後、さらに感染拡大が進めば、医療提供体制がひっ迫し、社会・経済活動の維持が困難になることが懸念されます。

こうしたことから、「第7波」の感染拡大の波をできるだけ小さく、早く抑え込むため、愛知・岐阜・三重の東海3県は連携し、一体となって対策に取り組んでまいりますので、県民・事業者の皆様のご協力をお願いします。

* 熱中症に注意しながらマスク着用（不織布マスクを推奨）・手洗い・手指消毒・人との距離確保・こまめな換気を行い、体調不良時は外出を控え、早期に受診するなど「**感染しない、させない**」基本的な感染防止対策の取組を徹底してください。

* 帰省や旅行など、県をまたいだり、長距離・長時間の移動を含む外出の際にも、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、**移動先での感染リスクの高い行動は控えて**ください。特に帰省等で、高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う場合は、家庭内であってもマスクの着用や換気を行い、短時間とするなど感染防止対策の徹底をお願いします。

また、出発前のPCR等検査の受検についても検討をお願いします。

* 会食の際は、マスク会食・黙食の徹底、各県の認証店舗の利用をお願いします。

* 新型コロナワクチンの追加接種により、発症予防効果と重症化予防効果の回復が期待されています。

若年層（10～30代）を含む3回目接種がお済みでない方や、4回目接種の対象となっている方は、積極的にワクチン接種の検討をお願いします。

2022年7月15日

愛知県知事 大村 秀章

岐阜県知事 古田 肇

三重県知事 一見 勝之



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>



やおっち商い通信

令和4年8月号
八百津町商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

令和4年度「八百津町産業文化祭」～商工部会～ テント村即売会及び工業展示参加者募集

本年度、「八百津町産業文化祭」が3年ぶりに開催されます。

商工会では、商工部会として参加し、下記のとおり「工業展示」「テント村即売会」を実施します。

参加ご希望の方は、

8月31日（水）までに参加者負担金を添えてお申込みください。

記

1. 日時 令和4年11月12日（土）・13日（日）

2. 場所 八百津町ファミリーセンター周辺

3. 従来開催との相違点

新型コロナウイルス感染症防止対策を講じての開催となります。

1) 入場ゲートを作成し、入場者に対する感染症防止対策を行う。

2) ファミリーセンター正面のメインステージは設置しない。

※従って、ステージイベントは実施しません。

3) 餅投げイベント、お楽しみ抽選会は実施しません。

4) 会場内での飲酒行為の禁止。

※保健所によるバザー許可、臨時営業許可、露店許可によるお酒の提供は禁止します。

なお、お酒以外の飲食物の提供は可能です。

5) 中止となる場合

①新型コロナウイルス感染拡大により岐阜県及び八百津町独自で「緊急事態宣言」が発出された場合

②まん延防止重点措置が、八百津町及び周辺市町村に適用された場合

《裏面に続く》

《商工部会募集内容》

○テント村即売会

- * 場所 八百津町ファミリーセンター 駐車場
- * 期間 令和4年11月12日(土) 午前9時～午後4時
11月13日(日) 午前9時～午後3時
- * テントコマ
原則：1事業者＝1テント ※テントサイズ(横360cm×奥行180cm)
- * 搬入日時 11月12日(土) 午前8時50分までに搬入を完了
- * 会場準備 11月11日(金) 午後1時より出店者全員
- * 会場撤去 11月13日(日) 産業文化祭終了後出店事業者全員
- * 出店料金 1コマ：3,000円
- * 出店者会議 開催案内は、追って出店者宛通知します。

○工業展示

- * 場所 八百津町産業会館 展示室
※今年度は、従来ファミリーセンター2階大研修室で行ってございました工業展示は実施いたしません。
令和3年度に産業会館展示室のリニューアルをしております。
一般の皆様幅広くご覧いただきたく、産業会館展示室を工業展示メイン会場といたします。
- * 期間 令和4年11月12日(土) 午前9時～午後4時
11月13日(日) 午前9時～午後3時

* 募集事業者について

現在、産業会館展示室に展示をいただいていない事業者様を募集します。

なお、展示期間は、産業文化祭会期中のみです。

- * 展示スペース
展示内容について、ご相談ください。展示スペースを調整いたします。
- * 出展料金 無料